

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>子供未来局</p>	<p>（平成20年度）</p>	
<p>監査結果 （指摘事項）</p>	<p>改善措置</p>	
<p>2 指定管理者 （1）非公募理由の合理性 ③児童館・児童センター（75施設）（指摘） 平成17年度以降の新設児童館に関しては、公募により指定管理者を選定しているが、新設施設と既存施設の間に業務内容の大きな相違はない。公募により参入した民間事業者において、指定管理者としてのサービス提供上の問題が生じていないことを考慮すれば、当該業務は民間事業者による代替が可能ととらえるのが適当である。 また、「対象施設が多く、既存施設を一斉に公募に切り替えても受け皿がない」という市の見解であるが、既存施設を含めて市が公募する方針を明らかにすれば、新規参入する民間事業者の存在まで否定できないため、非公募指定の理由としてどこまで合理的な根拠といえるか疑問である。 「新設館を公募にしながら今後の状況を検討している」という市の見解であるが、これに関する具体的な計画がない現状を鑑みれば、既存施設のみを非公募指定とする合理的根拠に乏しい。</p>	<p>非公募の児童館・児童センター（以下「非公募館」という。）については、建替えに合わせて公募に切り替える方針のもと、実績として平成28年4月までに5施設を公募に切り替えた（なお、当該5施設の他、廃止等の理由により2施設の減となっている）。 現在の非公募館68施設については、平成28年3月に策定した「仙台市行財政改革推進プラン2016」において計画を定め、児童館の改築時に合わせ、担い手となる事業者の状況等を勘案しながら、公募により選定した指定管理者による運営を行うこととした。</p>	